

4. 停年制に依る職首反對

回答 容認し難し

5. 本年四月争議に於ける職首者中再採用者と復職取扱ひとせられし

回答 復職取扱へ容認し難し但し勤務成績ニ依り昇給ニ就てハ適當ニ

考慮スルトアルベシ

二 退職金撰擇自由を即時發表せられし

回答 自由撰擇ヲ認ム

三 四月争議の際に於ける全職首者を即時復職せしめられし

回答 前回答ニ同シ

以上

労社第四五七六號

昭和五年十二月十六日

警視總監 丸山鶴吉

(官房主事)

内務大臣 安達謙藏殿

鐵道大臣 江木翼殿

社會局長 官殿

各廳府縣長官殿

(管下各警察署長殿)

(八次廳府官局地方支庁長等)

東京市対三團體労働争議ニ関スル件 (第三十三報)

(61)

1. 対市争議要化、傾向アリ十五日組合代表ヲ当座ニ招致シ懇諭ス

2. 東京市從八十五年ニ昇考嘆願書ヲ対市三団体ハ十六日要示書ヲ各東京市長ニ提出ス

3. 市電局長ノ回答ニ対シ東京組合等ハ更ニ考慮ヲ求メタルカ十六日極總セラレ中央斗

4. 今般市電氣局ノ態度如何ニ依リ罷業ハ免レサル情勢ニアリ

2009